

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第87回）議事概要

1 日 時

平成30年5月25日（金）14時30分～15時41分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、佐藤 治正、
山下 東子、吉田 裕美子

（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

関口 博正

（以上1名）

（3）総務省

古市電気通信事業部長、竹村事業政策課長、安東事業政策課調査官、
藤野料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、
荻原電気通信技術システム課長

（4）事務局

東情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気
通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成30年度の接続料の新設及び
改定等）について【諮問第3101号】

審議の結果、諮問された内容について、基本的に認可することが適當であるが、一部については、意見募集結果を踏まえ、申請内容の補正を行った上で認可することが適當との答申をした。

【内容】

ドライカップ（メタル回線）、加入光ファイバ、次世代ネットワーク等に
係る平成30年度の接続料の新設及び改定等のため、NTT東日本・西日本
から接続約款の変更認可申請があったもの。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第3102号】

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、NTT東日本・西日本の加入電話及びISDNなど利用者の利益に及ぼす影響が大きい特定電気通信役務についてはプライスカップ制度が適用されており、本年10月から1年間適用される基準料金指数を設定することについて諮問があったもの。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3104号】

審議の結果、本件について総務省において意見募集及び再意見募集を実施し、提出された意見及び再意見募集の結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、第二種指定電気通信設備設置事業者が、ネットワーク管理において不当な差別的取扱いを行わない旨を接続約款記載事項とするもの。

イ 事業用電気通信設備規則の一部改正について【諮問第3105号】

審議の結果、本件及び関連する省令案等について本部会において意見募集を実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うこととした。

【内容】

本件は、昨年7月の「固定電話網の円滑な移行等に向けた電気通信設備に係る技術的条件」に関する情報通信審議会からの一部答申等を踏まえ、事業用電気通信設備規則の一部を改正するもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 東・星

電 話：03-5253-5694、FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp